

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則……………（医務業務課）	1
○北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ……………（循環型社会推進課）	8
○北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 ……………（道路課）	8

規 則

北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第28号

北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例（令和3年北海道条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第7号の規則で定める一般修学資金）

第2条 条例第2条第7号の規則で定める一般修学資金は、次のとおりとする。

- （1）助産師修学資金の貸付けを受けようとする者が貸付けを受けた保健師修学資金
- （2）保健師修学資金の貸付けを受けようとする者が貸付けを受けた助産師修学資金
- （3）条例第11条の規定により返還の債務を免除された一般修学資金
- （4）条例第14条の規定により返還しなければならないこととされた一般修学資金（返還が終了した一般修学資金を含む。）

（条例第2条第8号の規則で定める一般修学資金）

第3条 条例第2条第8号の規則で定める一般修学資金は、次のとおりとする。

- （1）条例第11条の規定により返還の債務を免除された一般修学資金
- （2）条例第14条第2号に該当する事由が生じた者が貸付けを受けた保健師修学資金
- （3）条例第14条第3号に該当する事由が生じた者が貸付けを受けた助産師修学資金

- （4）条例第14条第4号に該当する事由が生じた者が貸付けを受けた看護師修学資金
- （5）条例第17条第1項第2号に該当することとなる前に条例第14条の規定により返還しなければならないこととされた一般修学資金（返還が終了した一般修学資金を含む。）
（特定施設）

第4条 条例第2条第11号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- （1）病床数が400床未満の病院（札幌市、函館市及び旭川市に所在する病院を除く。）
- （2）診療所
- （3）介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。）
- （4）介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）
- （5）介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）
- （6）指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）
- （7）指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。）
（特定病院）

第5条 条例第2条第12号の規則で定める病院は、北海道立江差病院、J A北海道厚生連俱知安厚生病院、深川市立病院、苫小牧市立病院、総合病院浦河赤十字病院、名寄市立総合病院、北海道社会事業協会富良野病院、北海道立羽幌病院、留萌市立病院、J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、J A北海道厚生連遠軽厚生病院、市立根室病院及び町立中標津病院とする。
（指定特定病院）

第6条 条例第2条第13号の規則で定める病院は、J A北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院及びJ A北海道厚生連遠軽厚生病院とする。

（貸付けの申請）

第7条 条例第8条第1項の規定による申請は、別記第1号様式の申請書を修学資金の貸付けを受けようとする年度ごとに知事に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前年度に引き続き修学資金の貸付けを受けようとする者（新たに特別修学資金又は指定修学資金の貸付けを受けようとする者を除く。）については、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。

- （1）修学資金の貸付けを受けようとする者の在学する看護職員養成施設の長の推薦書
- （2）誓約書（別記第2号様式）

(3) 身上申告書（別記第3号様式）

(4) 住民票の写し

（貸し付けない旨の通知）

第8条 知事は、条例第8条第2項の規定により修学資金を貸し付けないことを決定した者に対しては、理由を付してその旨を通知するものとする。

（修学資金の交付及び借用証書）

第9条 修学資金は、条例第8条第2項の規定により貸付けの決定を受けた者（次項において「貸付決定者」という。）の在学期間中、毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を併せて交付することを妨げない。

2 貸付決定者は、修学資金の全部の貸付けが終了したとき又は条例第10条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたときは、別記第4号様式の借用証書を知事に提出しなければならない。

（返還明細書）

第10条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日から起算して20日以内に別記第5号様式の返還明細書を知事に提出しなければならない。

(1) 条例第14条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 条例第15条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 条例第16条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 条例第18条の規定により修学資金の返還の債務の一部が免除されたとき。

2 借受者は、前項の規定により提出した返還明細書の内容を変更しようとするときは、別記第6号様式の変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（届出）

第11条 借受者又は連帯保証人は、貸付けを受けた修学資金の返還が終了するまでの間又は返還の債務が免除されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 借受者が修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。

(3) 借受者が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。

(4) 借受者が看護職員養成施設を変更し、退学し、卒業し、又は修了したとき。

(5) 借受者が看護職員として業務に従事したとき。

(6) 借受者が勤務場所を変更し、又は看護職員として業務に従事しなくなったとき。

(7) 借受者が条例第17条第1項各号のいずれかに掲げる場合に該当するとき。

(8) 借受者が条例第17条第2項各号のいずれかに掲げる場合に該当するとき。

2 借受者が死亡したときは、その連帯保証人又は遺族は、死亡診断書又は戸籍謄本若しく

は戸籍抄本を添えて、速やかに、知事にその旨を届け出なければならない。

（業務従事状況報告）

第12条 借受者は、看護職員養成施設を卒業後、条例第11条（条例第12条第3項及び第13条第2項において準用する場合を含む。第15条において同じ。）、第12条第1項又は第13条第1項の規定により修学資金の返還の債務が免除されるまでの間、毎年3月末日における業務に従事している状況を別記第7号様式の報告書により、当該年の4月15日までに知事に報告しなければならない。

（在職期間の計算）

第13条 条例第11条第1項各号、第12条第1項各号又は第13条第1項各号に規定するところにより業務に従事した期間（第19条第4項において「在職期間」という。）の計算については、借受者が当該業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

（条例第12条第1項第1号の規則で定める場合）

第14条 条例第12条第1項第1号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 特定病院において助産師としての職員の募集が行われていない場合

(2) 専ら特定病院の事情により助産師として勤務することができなくなった場合

（返還の債務の免除）

第15条 条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、別記第8号様式の申請書に条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当するときは、修学資金の返還の債務を免除することを決定するものとする。

3 知事は、条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定により修学資金の返還の債務を免除することを決定した者に対してはその旨を、条例第11条、第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当しない者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

（返還金等の納付）

第16条 条例第14条から第16条までの規定による修学資金の返還及び条例第19条の規定による遅延利息の納付は、知事が発する納入通知書により、指定の期日までに納付するものとする。

（条例第17条第2項の規則で定める修学資金）

第17条 条例第17条第2項の規則で定める修学資金は、同条第1項第2号に該当することとなる前に条例第14条から第16条までの規定により返還しなければならないとされた修学資

金とする。

(返還の債務の履行の猶予)

第18条 条例第17条第3項又は第4項の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第9号様式の申請書に同条第3項又は第4項の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定するものとする。

3 知事は、条例第17条第3項又は第4項の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予することを決定した者に対してはその旨を、修学資金の返還の債務の履行を猶予しないことを決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(返還の債務の減免)

第19条 条例第18条の規定により修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第10号様式の申請書に同条の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除するかどうかを決定するものとする。

3 知事は、条例第18条の規定により修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除することを決定した者に対してはその旨を、修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除しないことを決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

4 条例第18条(第1号に係る部分に限る。)の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、借受者の在職期間を当該借受者が修学資金の貸付けを受けた期間(条例第10条第2項の規定により修学資金の貸付けが停止された期間を除く。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値を当該借受者の修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(遅延利息の減免)

第20条 前条第1項から第3項までの規定は、条例第19条ただし書の規定による遅延利息の全部又は一部の免除について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和37年北海道規則第52号)

(2) 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和38年北海道規則第143号)

(北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(次項において「旧看護学院等修学資金規則」という。)の規定は、旧修学資金(条例附則第3項に規定する旧修学資金をいう。次項において同じ。)については、なおその効力を有する。

4 旧看護学院等修学資金規則の規定は、条例附則第4項の規定による旧修学資金の貸付け及び同項の規定により貸付けを受けた旧修学資金については、なおその効力を有する。

5 条例附則第4項の規則で定める者は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定による指定を受けた大学に在学し看護師になるのに必要な学科を修めようとする者であって、当該大学において1年以上同法第19条第1号に規定する保健師になるのに必要な学科又は同法第20条第1号に規定する助産に関する学科を修めようとする者とする。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

6 附則第2項の規定による廃止前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(次項において「旧修学資金規則」という。)の規定は、旧修学資金(条例附則第6項に規定する旧修学資金をいう。次項において同じ。)については、なおその効力を有する。

7 旧修学資金規則の規定は、条例附則第7項の規定による旧修学資金の貸付け及び同項の規定により貸付けを受けた旧修学資金については、なおその効力を有する。

8 条例附則第7項の規則で定める者は、保健師助産師看護師法第21条第1号の規定による指定を受けた大学に在学し看護師になるのに必要な学科を修めようとする者であって、当該大学において1年以上同法第19条第1号に規定する保健師になるのに必要な学科又は同法第20条第1号に規定する助産に関する学科を修めようとする者とする。

(住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正)

9 住民基本台帳法施行条例施行規則(平成23年北海道規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「次条第27項」を「次条第28項」に改める。

第5条第30項中「別表第2の30の事項」を「別表第2の31の事項」に改め、同項を同条第31項とし、同条第29項中「別表第2の29の事項」を「別表第2の30の事項」に改め、同項を同条第30項とし、同条第28項中「別表第2の28の事項」を「別表第2の29の事項」に改め、同項を同条第29項とし、同条第27項中「別表第2の27の事項」を「別表第2の28の事項」に改め、同項を同条第28項とし、同条第26項中「別表第2の26の事項」を「別表第2の27の事項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第25項中「別表第2の25の事項」を「別表第2の26の事項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「別表第2の24の事項」を「別表第2の25の事項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「別表第

2の23の事項」を「別表第2の24の事項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項中「別表第2の22の事項」を「別表第2の23の事項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第21項中「別表第2の21の事項」を「別表第2の22の事項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「別表第2の20の事項」を「別表第2の21の事項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「別表第2の19の事項」を「別表第2の20の事項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「別表第2の18の事項」を「別表第2の19の事項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「別表第2の17の事項」を「別表第2の18の事項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「別表第2の16の事項」を「別表第2の17の事項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 条例別表第2の16の事項の規則で定める事務は、借受者又は連帯保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

別記第1号様式（第7条関係）

修学資金貸付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 氏名

次のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例第8条第1項の規定により申請します。

1 貸付けを希望する修学資金

(1) 一般修学資金

☐保健師修学資金 ☐助産師修学資金 ☐看護師修学資金 ☐准看護師修学資金

(2) 特別修学資金（(1)で「助産師修学資金」又は「看護師修学資金」に☑した場合）

☐貸付けを希望する ☐貸付けを希望しない

(3) 指定修学資金（(2)で「貸付けを希望する」に☑した場合）

☐貸付けを希望する ☐貸付けを希望しない

2 申請者記入欄

住 所	〒 -		
ふりがな	生年 月日	年 月 日生（ 歳）	
氏 名	TEL	- -	

在籍看護職員養成施設	住所	〒 -		
	名称		科 名	
		入学日	年 月 日	

3 連帯保証人記入欄

住 所	〒 -			
ふりがな		生年 月日	年 月 日生（ 歳）	
氏 名		TEL	- -	
職 業		申請者との 関 係		

注1 「1 貸付けを希望する修学資金」は、該当するものに☑を付けること。

2 「1 貸付けを希望する修学資金」の「(2) 特別修学資金」は、通信制の課程に在学する者は☑を付けないこと。

別記第2号様式（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道知事 様

本 人 氏名 印
連帯保証人 氏名 印

私は、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例に基づき修学資金の貸付けを受けることになった場合は、同条例及び北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守するとともに、卒業後は、1年以内に

- ☐保健師として特定市町村又は道立保健所
- ☐助産師として道内の病院、診療所その他の施設
- ☐看護師として特定施設
- ☐准看護師として特定施設
- ☐助産師として特定病院
- ☐看護師として特定病院

☐助産師として指定特定病院

☐看護師として指定特定病院

に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事することを誓います。

万一人に不都合なことがあったときは、連帯保証人が一切の責めを引き受けます。

なお、次年度以降において引き続き当該修学資金の貸付けを受ける場合にも、この誓約内容を守ります。

注 該当する就業予定の看護職員及び就業先に☑を付けること。

別記第3号様式（第7条関係）

身 上 申 告 書					
1 現住所					
2 ふりがな氏名			生年月日 年 月 日生(歳)		
3 在籍看護職員養成施設	名称				
	住所				
4 修学資金の貸付けを希望する理由					
5 卒業後希望する就業地及び就業施設名	第1希望				
	第2希望				
6 学費の出資者					
7 他の修学資金等の貸付けの有無	有・無	名称			
		月額			
8 学歴					
修学期間	学校名	所在地	備考		
9 経歴					
在職期間	勤務先	所在地	仕事の内容	給与（月額）	退職理由
10 家族の状況					

氏名	年齢	続柄	職業	月收入	健否	同別居の別	備考

注1 「8 学歴」欄には、中学校入学以降について年代順に記載すること。中途退学の場合は、その理由を備考欄に記載すること。

2 「9 経歴」欄には、就職したことがある場合のみ、経歴について年代順に記載すること。

3 前年度に引き続き修学資金を受けようとする場合（新たに特別修学資金又は指定修学資金の貸付けを受けようとする場合を除く。）には、「4 修学資金の貸付けを希望する理由」欄、「8 学歴」欄及び「9 経歴」欄の記入を省略することができる。

別記第4号様式（第9条関係）

修 学 資 金 借 用 証 書

収 入
印 紙
貼 付 欄

次のとおり借用しました。

については、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則の定めるところに従い、誠実に相違なく返還します。

北海道知事 様

借 受 者 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

1 借受金額

円（月額 円）

2 貸付けを受けた期間

年 月から 年 月まで か月間

3 貸付けが停止された期間

年 月から 年 月まで か月間

注 「3 貸付けが停止された期間」は、貸付けが停止された期間がある場合のみ記載すること。

別記第5号様式（第10条関係）

返 還 明 細 書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住所
氏名
生年月日
電話番号

次のとおり修学資金を返還したいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第10条第1項の規定により提出します。

1 借受金額及び期間

(1) 月額

円

(2) 期間

年 月 日から 年 月 日まで か月間

(3) 合計額

円

2 返還金額

円

3 返還期間

年 月 日から 年 月 日まで か月間

4 返還方法

(1) 種別

☐分割払い（毎月） ☐分割払い（半年） ☐一括払い

(2) 1回の返還金額

円

5 返還理由

注1 借受時以降に改姓した場合は、氏名の後に括弧書で旧姓を記載すること。

2 「4 返還方法」の「(1) 種別」は、該当するものに☑を付けること。

3 「5 返還理由」は、詳細に記載すること。

別記第6号様式（第10条関係）

返 還 方 法 変 更 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住所
氏名
生年月日
電話番号

次のとおり修学資金の返還方法を変更したいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第10条第2項の規定により申請します。

1 未返還額

円

2 変更後の返還方法

(1) 種別

☐分割払い（毎月） ☐分割払い（半年） ☐一括払い

(2) 1回の返還金額

円

3 返還方法を変更する理由

注1 借受時以降に改姓した場合は、氏名の後に括弧書で旧姓を記載すること。

2 「2 変更後の返還方法」の「(1) 種別」は、該当するものに☑を付けること。

3 「3 返還方法を変更する理由」は、詳細に記載すること。

別記第7号様式（第12条関係）

看 護 業 務 従 事 状 況 報 告 書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住所
氏名
生年月日
電話番号

次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第12条の規定により、業務従事の状況について報告します。

1 就業施設	名称	
	住所	
2 業務内容		
3 就業期間	年 月 日から 年 月 日まで (中断期間 年 月 日から 年 月 日まで)	
4 就業事実 の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 就業施設の長 印	

注1 借受時以降に改姓した場合は、氏名の後に括弧書で旧姓を記載すること。
2 中断期間がある場合は、「3 就業期間」欄に中断期間を記載すること。

別記第8号様式（第15条関係）

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所
氏名
生年月日
電話番号
(本人との関係)

次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例第11条（第12条・第13条）の規定により修学資金の返還の債務の全部の免除を受けたいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第15条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 借受者氏名

2 免除申請額

円

3 申請の理由

4 添付書類

注1 借受時以降に改姓した場合は、氏名の後に括弧書で旧姓を記載すること。
2 借受者以外の者が申請する場合は、本人との関係を記載すること。
3 「3 申請の理由」は、詳細に記載すること。
4 「4 添付書類」は、申請の理由を証明する書類とすること。

別記第9号様式（第18条関係）

返 還 債 務 の 履 行 猶 予 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住所
氏名
生年月日
電話番号

次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例第17条第3項（第4項）の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則第18条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 未返還額

円

2 猶予申請期間

年 月 日から 年 月 日まで か月間

3 申請の理由

4 添付書類

- 注1 借受時以降に改姓した場合は、氏名の後に括弧書で旧姓を記載すること。
2 「3 申請の理由」は、詳細に記載すること。
3 「4 添付書類」は、申請の理由を証明する書類とすること。

別記第10号様式（第19条、第20条関係）

返 還 金 （ 遅 延 利 息 ） 減 免 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所
氏名
生年月日
電話番号
(本人との関係)

次のとおり北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例第18条（第19条ただし書）の規定により修学資金の返還の債務（遅延利息）の全部又は一部の免除を受けたいので、北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則（第20条において準用する）第19条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 借受者氏名

2 借受金額
円
3 返還額・遅延利息額
円
4 免除申請額
円
5 申請の理由

6 添付書類

- 注1 借受時以降に改姓した場合は、氏名の後に括弧書で旧姓を記載すること。
2 借受者以外の者が申請する場合は、本人との関係を記載すること。
3 「5 申請の理由」は、詳細に記載すること。
4 「6 添付書類」は、申請の理由を証明する書類とすること。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道規則第29号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。
第14条中「第8条第2項」を「第8条第5項」に改め、同条を第15条とする。
第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。
(浄化槽の保守点検の業務に関する研修の指定)

第13条 条例第8条第2項の規定による浄化槽の保守点検の業務に関する研修の指定は、次に掲げる事項を含む研修について行うものとする。

- (1) 浄化槽に係る行政の動向に関する事項
(2) 浄化槽の構造及び機能に関する事項
(3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する事項
(4) 道内の浄化槽の情報に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

別記第11号様式中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道規則第30号

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第47条の規則で定める」を「第48条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
